

駐車場使用契約書

株式会社 エステック (以下「甲」という。)と、 (以下「乙」という。)
とは、次の約定により駐車場使用契約を締結する。

第1条 甲は、乙の所有する(1)記載の自動車を(2)の場所に駐車することを認める。

(1) 自動車の表示

車名

(2) 駐車場所

No

(別添図面のとおり。)

第2条 契約の期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

但し、契約期間満了の1ヶ月前までに、甲または乙から契約を更新しない旨の申出がないときは、更に1月間延長するものとする。

第3条 駐車料金は1ヶ月金 4,500 円也とし、当月分を前月末までに甲の指定する方法で、乙は甲に支払うものとする。

第4条 本契約締結に際し、乙は、保証金として金 ——— 円也を甲に預け入れるものとし、保証金に対しては利息を付けない。

第5条 乙が月の途中で本契約を解約した場合は、甲は乙に対しその月の既納料金を返戻しない。但し、甲が解約した場合は、甲は乙に対し日割計算によって残額を支払うものとする。

第6条 乙は、本契約による駐車場を使用する権利を他人に譲渡することはできない。

第7条 乙は、第1条記載の車種を変更する場合は甲の承諾を要する。

第8条 乙は、本駐車場の利用にあつては別に定める管理規程を遵守しなければならない。

第9条 甲または乙は、1ヶ月前に予告をすることにより、本契約を解除することができる。但し、乙が本契約に違反したときは、予告なしにこの契約を解除することができる。

第10条 本契約が終了しまたは解約されたときは、乙は遅滞なくその自動車を引き取るものとし、乙が自動車を引き取らないときは、甲は乙の費用を以て適宜の処置をとることができる。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

貸主(甲) 住所 愛知郡愛荘町愛知川640番地の2

株式会社 エステック

氏名

代表取締役 井口 和智 ⑩

借主(乙) 住所

氏名

⑩